

<第4号議案>

○新城南部企業団地への産廃事業者の進出に関する対応方針について(案)

H28.3.13, 一 鉾田区民総会

(方針1) 産廃事業者の新城南部企業団地への進出に反対するとして H26.3.9 区民総会における「反対決議」の立場は変わらない。

H27.11.5 に県が操業を許可し、タナカ興業がそこで操業するとの事実には向き合わざるを得ない。しかし、タナカ興業は住民との対話を拒否し続けてきた。同社が許可条件を誠実に遵守し続けるのか疑問がある。そもそもこの進出は同企業団地開発の趣旨と基本方針に反することであり、市長が賛同しかねるとしたなかでの進出であること、市議会はこの土地が誘致対象外の業種企業に競売により取得したことを甚だ遺憾として愛知県に意見書を提出していることから、反対決議の立場を変える理由がない。

(方針2) 地域の環境を保全し生活を守る活動を他の行政区と協力し、また、市・市議会、県その他関係行政機関と連携して進める。具体的には、当面、次の取組みを行う。

- (1) 悪臭防止法に基づく臭気規制の強化について、早期実現を求める。
- (2) 愛知県及び新城市に対して、環境汚染を未然に防止するために適切な監督指導を求める。なお、“適切な指導”においても悪臭被害が生じている事例があることから、特に許可(申請)の内容が厳守されるように、個別具体的な監督指導を強く求める。
- (3) 新城市に対して、特定悪臭物質の濃度・臭気指数、水質等の環境測定を継続して行うことを求める。また、廃棄物の不法投棄や「施肥条例」の遵守について監視体制の整備を求める。
- (4) 区民の一人一人が産廃対策について関心を持ち、お互いの情報交換を密にして、異常を察知したら、所管の機関に通報する。*
- (5) 上記の取組みを進めるとともに被害が生じた際の対応に当たるため、区役員会の下に「環境保全委員会(仮称)」を設ける。委員会の構成等は今後検討する。なお、「一鉾田産廃問題特別委員会」は休止する。

<* 通報先>

- 悪臭・騒音・振動に関する苦情は、新城市環境課 0536-23-7677(ダイヤルイン)
- 愛知県新城設楽振興事務所環境保全課 0536-23-2117(ダイヤルイン)